平成２１年（フ）第１１２号
鹿児島県姶良郡加治木町本町317番地１　２号、申立時の住所鹿児島県姶良郡加治木町反土2296番地１
債務者　梅元　晴恵
１　決定年月日時　平成21年９月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第７０号
長野県岡谷市川岸上１丁目16番９号
債務者　山田　　聡
１　決定年月日時　平成21年９月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第８４号
長野県下伊那郡喬木村12298番地１
債務者　木村まゆ美
１　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第６０号
兵庫県洲本市上加茂４番地６　サンコーポラス洲本２―504号、前住所兵庫県洲本市上物部２丁目６番50号
債務者　坂上亜希子
１　決定年月日時　平成21年９月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第５２９号
高知市西久万９番地４　シャトレ青山302
債務者　川田　絹枝
１　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５５４号
高知市十津５丁目17番７号　三里十津北市営住宅131号
債務者　岡　　節子
１　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６４４号
高知市春野町弘岡下4327番地
債務者　北山　義隆
１　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６４５号
高知市春野町弘岡下4327番地
債務者　北山　直子
１　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６６６号
高知県南国市駅前町２丁目４番73号
債務者　島村　滿子
１　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６７７号
高知市仁井田4333番地４
債務者　前村　正夫
１　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６８６号
高知市鵜来巣11番24号　リバーコーポ朝倉301号室
債務者　吉門　保高
１　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６９０号
高知市鵜来巣２番13号　弘田アパート102
債務者　尾﨑　和子
１　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７０４号
高知市葛島４丁目７番20号　コーポ田中５号606
債務者　永野　隆義
１　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７０５号
高知市葛島４丁目７番20号　コーポ田中５号606
債務者　永野　誠子
１　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６１号
大分県国東市国東町富来浦737番地２の１
債務者　中谷　豊輝
１　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２１年（フ）第５９号
大分県玖珠郡玖珠町大字綾垣1858番地の２
債務者　井上　茂樹
１　決定年月日時　平成21年９月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２１年（フ）第２１８号
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井1148番地25
債務者　佐藤　隆幸
１　決定年月日時　平成21年９月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部